

平成 31 年 (2019 年) 3 月 29 日 平成 30 年度第 4 回介護保険運営協議会 【 **資料 9** 】

YOKOSUKA NEWS RELEASE

平成31年(2019年)2月18日

報道機関 様

横須賀市福祉部長

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定の取消処分の取り消しについて

本市は、平成30年3月27日に「医療法人社団清光会」に対して行った、指定通所介護事業所、指定介護予防通所介護事業所、指定第1号通所事業所及び指定居宅介護支援事業所の「指定の取消処分」を、平成31年2月18日付けで取り消しました。

これは、平成30年6月22日に「医療法人社団清光会」が、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により当該「指定の取消処分」の取消しを求める審査請求を行い、審査庁(横須賀市長)から平成31年2月18日に「指定の取消処分」を取り消す旨の裁決がなされたことによるものです。

裁決の主な理由は、本市が平成28年2月に事業所の虚偽の指定申請を認識してから平成30年3月に処分を行うまでの期間が長期にわたることが、裁量権の逸脱濫用にあたり違法な処分であると判断されたためです。

処分までの期間が長期にわたった理由は、行政処分の程度の決定に当たり、従業者等から聴取した答弁の突合や整合性の精査など、複数回にわたる監査を行い、全容の調査に時間を要したためであり、本裁決を踏まえ、今後、行政処分の可能性がある案件については、速やかに対応を行うよう努めてまいります。

「指定の取消処分」に伴い「医療法人社団清光会」から返還された約 1,892万円については、同法人に返還を行う予定です。

(事務担当は、福祉部指導監査課 矢本 内線 2117 直通 046-822-8266)

【監査の流れ】

① 監査の契機

実地指導による是正指導を行っても改善がない場合や、従業者からの通報などにより、 運営に重大な違反の疑義が認められた場合に、監査を実施する。



② 監査の開始

事業者(法人)に対し、根拠法令、目的、期日、場所、職員の氏名等を文書により通知する。



③ 監査の実施

事業所の帳票(出勤簿・タイムカード、個別計画、サービスの提供の記録)の検査 →必要がある場合は、提出命令を行い、事業所に帳票の提出を求める。

従業者等に対する質疑



指定の取消し処分等が見込まれない場合

④ 事業者代表者に対する質疑

従業者等から受けた質疑の回答、提出等を受けた帳票類の精査の結果、運営基準違反等が認められた事実を記載した「確認調書」を作成し、事業者(法人)代表者に対し、当該運営基準違反等の事実確認を行う。



事業者代表者から提出を受けた「確認調書」により運営基準違反等が認められた事実を、厚生労働省の基準に照らして、行政処分の程度を決定する。

⑥ 行政指導

事業者代表者に対し、指導文書を手交する。



⑦ 改善報告及び監査完結

事業者から、指導事項に対する、改善、再発防止策等を記載した改善結果 報告の提出を受け、完結。

④ 聴聞決定予定日の通知

指定の取消し処分に係る聴聞を行うか否かを決定することが見込まれる日を通知。

→聴聞日を決定するものではなく、聴聞を行う必要があるかを決定することが見込まれる日を通知するもの。これは、監査中に事業を廃止することで、行政処分を逃れることを防ぐための措置(通知日から聴聞決定予定日までの間に事業を廃止した場合、法人の代表者等に欠格事由がつき、5年間介護サービスの指定に制限がかかる)。



⑤ 事業者代表者に対する質疑

従業者等から受けた質疑の回答、提出等を受けた帳票類の精査の結果、運営基準違反等が認められた事実を記載した「確認調書」を作成し、事業者(法人)代表者に対し、当該 運営基準違反等の事実確認を行う。



⑥ 監査結果の作成

事業者(法人)代表者から提出を受けた「確認調書」により運営基準違反等が認められた事実を、厚生労働省の基準に照らして、行政処分の程度を決定する。



⑦ 厚生労働省と協議

監査結果により決定した処分内容につき、厚生労働省担当課と協議を行う。



⑧ 聴聞

不利益処分(指定の取消、全部又は一部の指定の効力停止)を行う場合、意見陳述のために聴聞を行う。(主催者:横須賀市総務部行政管理課)



⑨ 行政処分

事業者代表者に対し、処分通知を手交する。



⑩ 報道発表

横須賀市ホームページに、処分の概要を記載した報道発表資料を掲載する。



① 情報提供

厚生労働省、各都道府県、国民健康保険団体連合会、該当保険者に対し、処分の情報提供を行う。

○返還額

指定の取消処分に伴い、事業者から返還を受けている18,914,663円、延滞金12,400円のほか、242,700円の利息分(利息割合 1.6%)を、平成31年3月14日に事業者に対し返還しました。

| 指定の取消し処分に伴い、事業者から返還を受けている返還額内訳 | |
|--------------------------------|-----------------------|
| 18, 914, 633円 | 通所介護費請求計 16,298,436円 |
| ほか延滞金 12,400円 | 本体 11,641,741円 |
| | 加算金 4,656,695円 |
| | 居宅介護支援費請求計 2,616,227円 |
| | 本体 1,868,734円 |
| | 加算金 747, 493円 |